

鹿屋市家畜排せつ物の有効利用及び住民生活等への被害防止に関する要綱の
一部を改正する要綱

鹿屋市家畜排せつ物の有効利用及び住民生活等への被害防止に関する要綱（平成
18年鹿屋市告示第119号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

家畜ふん尿利用農地届

鹿屋市長 様



※太線の中を記入してください。

届出者名		住 所		電話番号		
畜 種	飼 養 頭 数			ふん尿排せつ量(年間)		
豚	母豚	頭	肥育豚	頭	センター搬入量	
乳用牛	成牛	頭	育成牛	頭	子牛	頭
肉用牛等	成牛	頭	育成牛	頭	子牛	頭
届出年月日		年 月 日				
届出利用農地				所 見		
延面積		施肥量				

添付書類

- (1) 届出利用農地一筆調書
- (2) 届出利用農地位置図

(注意事項)

- 1 届出対象農地
家畜排せつ物のうち、液状のものを肥料として利用する農地（たい肥は除く。）
- 2 届出対象者
 - (1) 豚、乳用牛等の畜産を営む者で、自らが家畜排せつ物を利用し、耕作を行うもの
 - (2) 他の耕種農家等へ家畜排せつ物を提供する畜産農家
 - (3) 他の畜産を営む者から、家畜排せつ物の提供を受け、耕作を行う畜産農家
- 3 施肥条件
 - (1) 作物を耕作すること。
 - (2) 施肥後は、速やかに耕うんすること。
 - (3) 生活環境、他の作物への苦情等が発生しないよう措置を講ずるとともに、苦情が発生した場合は、速やかに対応すること。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。